

移動等円滑化取組計画書

2020年 7月20日

住 所 岡山市北区錦町6-1
事業者名 両備ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 松田敏之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社の乗合バス車両において、2018年度時点のノンステップバス導入率22%に対し、車両の更新とあわせてノンステップバスの導入を推進し、2021年度までに導入率を25%とすることをめざす。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバス導入の推進 (2019～2021年度：計4台)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの運行、意見交換の実施	・車いす利用者の多い路線（高島駅～旭川荘）を対象路線とし、当該路線をノンステップバスにて運行する。 ・障がい者支援団体との定期的な意見交換の実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
デジタル行先表示器	路線バスの車両更新の際、視認性が高いホワイト LED の行先表示器を導入する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務担当社員の教育の実施	主に新入乗務担当社員を対象に、車いす乗降支援及び固定方法、筆談具の取扱い、高齢者擬似体験といった、高齢者・障がい者の乗降支援に関する教育を実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

バリアフリー化されたバス停の活用による、利用者の乗降負担の軽減・・・東区役所前、岡山駅前（2021年度改良予定）
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。